

第 179 号 (2021 年 1 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 巻 頭 言

- ◆ 中国要因、中国変数と共存する時代
三菱 UFJ 銀行 国際業務部 部長 石橋克之

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ アジアにおけるサプライチェーンの深化と地域包括的経済連携 (RCEP) 協定
公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部…………… 1

■ 経 済

- ◆ 欧米関係の正常化で変容が予想される対中圧力
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部…………… 9

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：集積回路・ソフトウェア産業に新たな財務・税務優遇政策
KPMG 中国…………… 13
- ◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 17

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 国際業務部…………… 21

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

**中国要因、中国変数と共存する時代**

三菱UFJ銀行
国際業務部
部長 石橋克之

2020年1月の巻頭言では、『中国を「再定義」する』という題名で、中国のリスク、チャンスの両方を認識、受け入れた上でビジネスを考えることの重要性を述べた。中国は日本の「現在、過去、未来」を映す鏡でもあり、そこにビジネスチャンスが存在しているという指摘もした。この状況は1年後の中国にも当てはまると思うが、中国を取り巻く状況はより複雑性を増し、ハイスピードで変化している。

2020年は、Covid-19が世界を席卷、世界のスタンダードはさらに変化し、混迷を深めた。こうした中で、米中の摩擦は、技術のデカップリングを中心に軋轢が強まる一方、中国のITを活用したパンデミックの抑え込み、経済活動の復活により、中国の存在感がより強まったように見える。パンデミック発生前は、米中摩擦が激化する中、様々な分野での中国の高いプレゼンスと消費市場の魅力から、何とかデカップリングに巻き込まれることなく、上手く対応しようという立場が主流であった。現状でも米国、中国というビジネスに重要な両大国との関係構築がより必要となっている。

では、今後のグローバルビジネス、中国ビジネスを考える上で何が必要であろうか。2020年1月に述べたように、中国を定義することは重要だ。しかし1年が経過し、グローバルビジネス、日本国内のビジネスを捉える上で、中国という変数、中国起点の影響を事業に反映させる仕組みが必要になったと思われる。例えば、インドでは、多くの中国企業が進出、スマートフォンで中国企業が高いシェアを獲得したが、印中の国境紛争により中国資本を排除する動きが起り始めた。オーストラリアも対中関係が悪化し、オーストラリア経済の輸出、対内直接投資に影響が及んでいる。欧州では、5Gネットワーク形成において、いくつかの国で中国企業製品が不採用となり、競合企業が事業機会を得ている。

サプライチェーンの多元化、チャイナプラスワンの観点では、ベトナムが注目され、企業進出も活発である。しかし、ベトナム単独で完結可能なサプライチェーンはできていないケースが多く、ベトナムは対外輸出を増やしている一方、中国からの輸入も増やしている。ベトナムと中国のデカップリングは不可能である。

こうして考えると、ビジネスのあらゆる領域で、中国という要因、変数を考えていかないといけない。中国を過大評価、過小評価してもいけないし、リスクとチャンスを冷静に分析し、様々なシナリオを想定して、対応策を検討しておく必要がある。

このように中国が様々な領域でプレゼンスを高め、各国が依存度を高めてしまった状況において、米国、欧州、アジア諸国がどのような対中政策を採っていくのか、欧米、アジアの多国籍企業がどのように対中ビジネスを自国、中国で展開していくのかをよく見ていく必要がある。また、中国企

業は、国有企業、民営企業問わず、海外展開を強めており、中国以外の地域での中国資本との競合と協調という観点も重要である。

そもそも、グローバルゼーション、グローバルサプライチェーンを考えるにあたり、既存の枠組みが、環境の変化と長年の制度疲労によって見直しを迫られているという事情もあるだろう。グローバルサプライチェーンは、コスト、生産性、産業集積を基礎に、中国が最適地として過去20年以上進化を遂げてきた。中国はバリューチェーンのスマイルカーブ中心下部を担い、経済成長を実現してきたが、近年はスマイルカーブの両サイドにも存在感を増そうとしている。また、多くの企業は政治制度や規制よりも経済合理性を優先してサプライチェーンを構築してきたが、その結果として、先進国での中間層の没落や特定の国への依存度が高まる結果を招き、想定外のリスクに対する脆弱性を露呈し、社会の不安定化をもたらすことになった。従って、Covid-19の有無に関わらず、既存の枠組みの修正、パラダイムシフトが必要なタイミングであることは否めないであろうし、Covid-19はそのタイミングを早めたものと理解することもできる。

2020年は想定外のCovid-19が世界に甚大な影響を及ぼした。今後、世界やビジネス環境がどうなるのか、予測、想定することは難しい。明確な解のない問題に対処していく必要がある。

しかしながら、過去の教訓や歴史を振り返ることや想像力を働かせることで、想定外の事象が起こりえる世界の動きを捉えることはできるのかもしれない。オスマン帝国、大英帝国、明王朝の対外政策は参考になるだろうか。中国が進める国内優先の「双循環」は、米国のモンロー主義と比較するとどうなのか。1990年代の日本でのバブル崩壊、米国投資銀行・ファンドによる不良債権対応は、中国の諸問題の参考になるかもしれない。『北風と太陽』の寓話になぞらえれば、米国の対中政策は太陽から北風に転換しているように見えるが、果たして北風は奏功するだろうか。

個別企業の業績、欧州ビジネス、アジアビジネス、日本国内ビジネス、テクノロジーの発展などのあらゆる領域で、中国要因、中国変数がビジネスの結果や今後の事業計画に反映される時代になった。ポジティブな側面、ネガティブな側面も含め、中国と向き合っていくことがより必要な時代になった。

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 国際業務部

石橋 克之

東京都千代田区丸の内 2-7-2

E-mail : katsuyuki_ishibashi@mufg.jp

TEL : 03-6259-6253

エグゼクティブ・サマリー

特集 アジアにおけるサプライチェーンの深化と地域包括的経済連携（RCEP）協定

2020年11月、オンライン開催された第4回東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会合議において、インドを除く15カ国がRCEP協定に署名した。本稿では、アジア域内における主要国企業による直接投資の特徴や変化を整理したうえで、アジアのサプライチェーン深化におけるRCEPの意義についても考察したい。

経済 欧米関係の正常化で変容が予想される対中圧力

2021年1月20日、バイデン候補が第46代米大統領に就任する。欧米の関係が正常化することで米国の対中圧力は変容し、トランプ流の「対中貿易赤字の解消」というシンプルな性格から「民主主義」や「人権」といった価値観・思想が絡む対立に回帰するだろう。

スペシャリストの目 税務会計

集積回路・ソフトウェア産業に新たな財務・税務優遇政策

国務院は、2020年8月4日付で「新時代における集積回路産業及びソフトウェア産業の高品質な発展を促進する若干の政策」（国発【2020】8号、以下「8号文」）を公布し、財務・税務などの分野から集積回路産業及びソフトウェア産業に対する37項目の支援政策・措置を提出した。本稿では、8号文と現在適用されている財務・税務政策を比較分析して、関連する提案を行う。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は11月中旬から12月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものも含む。



アジアにおけるサプライチェーンの深化と地域包括的経済連携(RCEP)協定

公益財団法人 国際通貨研究所
 経済調査部 上席研究員
 福地亜希

はじめに

米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染拡大に伴うサプライチェーンの停滞を受けて、世界の生産体制見直しの行方に注目が集まっている。アジアにおいては、東南アジア諸国連合 (ASEAN) の対内直接投資流入額が 3 年連続で中国を上回るなど、直接投資統計でみた企業の投資先には既に変化の兆しがうかがわれる。こうしたなか、2020 年 11 月にオンライン形式で開催された第 4 回東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 首脳会議において、インドを除く 15 カ国 (ASEAN10 カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド) が RCEP 協定に署名した。

本稿では、アジア域内における主要国企業による直接投資の特徴や変化を整理したうえで、アジアのサプライチェーン深化における RCEP の意義についても考察したい。

1. アジアにおけるサプライチェーン最適化に向けた動き

(1) 日本企業：部分的に生産シフトはあるものの、現地市場や裾野産業等を考慮したサプライチェーンの最適化が続く

日本企業によるアジアへの直接投資は、中国向けが高水準を維持するなか、シンガポールのほか、インドネシアやタイなど ASEAN 向けの拡大が続いている (図表 1)。

対中直接投資は、中国経済の成長率鈍化や人件費の上昇、外資優遇策の見直しなど投資環境の変化に加えて、大規模な反日デモなど投資リスクへの警戒もあり、2012 年をピークに伸び悩みがみられたものの、2019 年にかけて再拡大している。日本企業の海外での事業展開に関するアンケート調査¹によると、今後 3 年程度で海外進出の拡大を図る国として、ベトナム (2018 年度：35.5%→2019 年度：41.0%) をはじめとする ASEAN 主要 6 カ国² (67.3%→71.1%) が躍進する一方、中国 (55.4%→48.1%) は大きく後退したものの、単一国としては、なお首位にあることには変わりはない (図表 2)。日本の中国におけるビジネス環境の魅力としては、「市場規模・成長性」や「顧客 (納入先) 企業の集積」に加えて、「関連産業の集積 (現地調達が可能)」が上位に挙げられている。中国進出日系企業は、現地での生産・販売を目的とする「地産・地消」型が多く、消費市場としての魅力に加えて、サプライチェーンの厚みなどを背景に依然重要な投資先と位置付けられていることがうかがわれる。

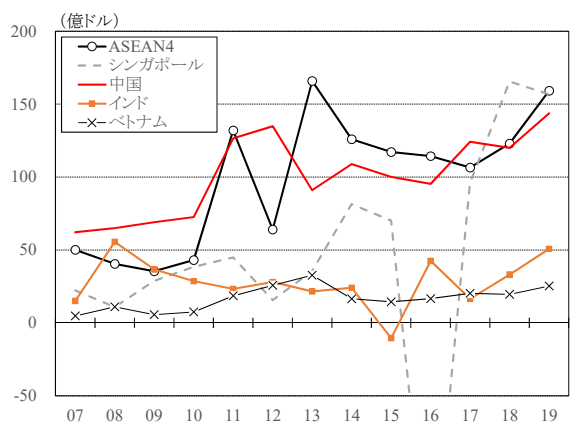
米中貿易摩擦など「保護主義的な動き」への対応としては、生産地や調達・販売先の変更を実施済み (もしくは実施予定) と回答した企業は全体 (3,563 社) の 7.6% (うち大企業は 11.9%) にとどまっている。なお、生産地の移管を実施済み (もしくは実施予定) と回答した企業 (全

¹ JETRO 「2019 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、2020 年 2 月 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/1057c5fcec3a1ec/20190037.pdf)。今後 3 年程度の海外進出 (新規投資、既存拠点の拡充) 方針について、「海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」企業のうち、「海外進出の拡大を図る」国について回答したもの。

² ASEAN 主要 6 カ国は、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムのいずれかを選択した企業。

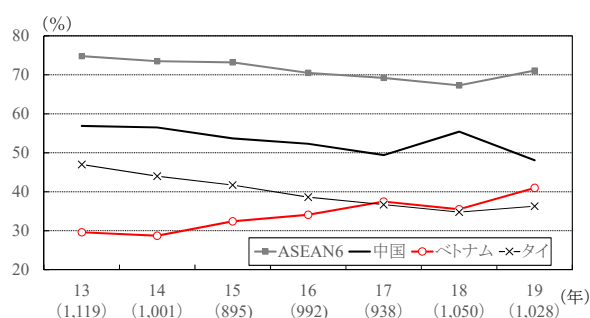
159件)の移管元および移管先の組み合わせでは、中国からベトナムやタイなどASEAN諸国を回答する企業が多い。今後、一国への依存度が高い製品・部素材については、政策面からの後押しもあり、部分的に生産地の国内回帰やASEAN諸国等への多元化等を図りつつも、現地市場や顧客、裾野産業等を踏まえたサプライチェーンの最適化が進む公算が高いと考えられる。

図表1：日本の対アジア直接投資
(国・地域別)の推移



(注)『ASEAN4』は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの合計。(年)
(資料)財務省統計より国際通貨研究所作成

図表2：日本企業が今後3年程度で
海外事業の拡大を図る国・地域



(注)1. 括弧内の数字は各年の集計対象企業数。
2. 「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」企業のうち、海外で拡大する機能について無回答の企業を除いた企業。
3. 各国・地域で一つ以上の機能を拡大する企業数の比率。『ASEAN6』は、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムのいずれかを選択した企業。
(資料)JETRO資料より国際通貨研究所作成

(2) 台湾企業：中国拠点を維持しつつも柔軟なサプライチェーンの調整が進行中

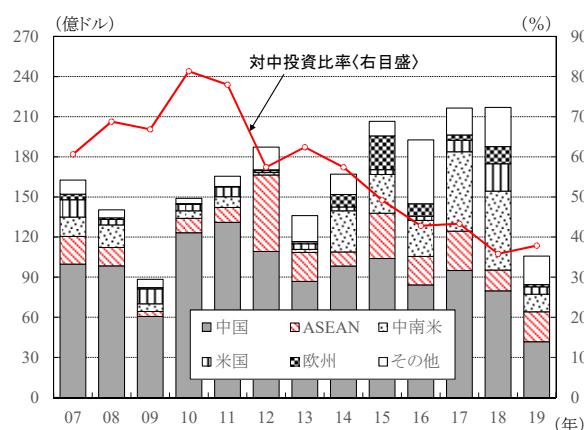
台湾企業は、2010年頃にかけて中国大陸(以下、中国)に積極進出し、中国の輸出額上位に名を連ねるなど、中国の「世界の工場」としての台頭に重要な役割を果たしてきた。しかし近年は、台湾域内(以下、域内)への回帰や中国以外の国・地域での投資拡大などにより柔軟にサプライチェーンの調整を進めている。台湾企業の直接投資のうち、中国向けが縮小する一方、ASEANのほか、米国やメキシコ向けなどが拡大し、全体に占める中国向けの割合は2010年の80%をピークに、2019年には40%程度まで低下した(図表3)。また、2016年のピーク時には約5割を占めていた中国・香港での生産比率は、2018年には域内を下回る水準まで低下した。

こうした動きの背景には、中国における人件費の上昇など投資環境の変化に加えて、中国依存の軽減を企図した政策面からの後押しも影響している。2016年5月に発足した蔡英文政権は、対外政策の柱として、中国への高い依存度の是正を図るべく「新南向政策」を掲げ、ASEAN諸国のほか、インドなど南アジア6カ国、オセアニア諸国などへの投資を促進してきた。さらに2019年1月から、中国で事業を行う台湾企業の域内投資を優遇するアクションプログラム「歓迎台商回台(台湾回帰)投資行動方案」を開始。2021年末までの3年間で、一定の条件を満たす投資案件に対して、土地や水、電力などのインフラおよび労働力確保のための各種支援策や優遇措置を実施している³。

³ 適用対象となるためには、米中貿易摩擦の影響を受けていること、対中投資実績が2年以上あること、回帰投資・工場拡張の生産ラインのスマート化に対応していることに加えて、5項目の条件---①5+2産業(IoT、スマート機械、グリーンエネルギー、バイオ医療、国防、新農業、循環型経済)に属すること、②高付加価値製品および中核部品関連産業に属すること、③グローバルサプライチェーンの中核的な地位にあること、④自主ブランドの国際販売があること、⑤国家重点産業政策と関連がある投資項目であること---のうち、少なくとも1項目を満たす必要がある。

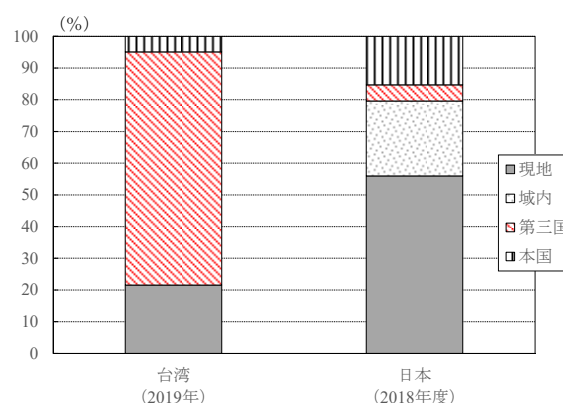
海外進出台湾企業の販売先で「現地」は2割程度にとどまる一方、「第三国」が7割超を占め（図表4）、「現地」の割合が多い日本企業に比べて、相対的に生産地の変更を行いやすいことが示唆される。実際、中国・香港に生産ラインを有する台湾企業（702社）のうち2019年末までに「生産ラインを調整」した企業は151社（21.5%）⁴と、比率で見れば日本より高い。もっとも、このうち中国・香港における生産ラインを「全て移転」した企業はわずか（製造業ではゼロ）であり、多くは「部分的な移転」や「他国・地域での追加投資」で対応している。特に、半導体や電子機器の受託製造サービス（EMS）大手は、中国に複数の拠点を有しており、中国拠点を維持しつつ、米国向けの輸出については台湾の既存の工場を活用した生産のほか、米州やASEAN諸国などへの多元化など、柔軟にサプライチェーンの最適化を進めている模様である。

図表3：台湾の対外直接投資の推移



(注)『中南米』は、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島など。
(資料)台湾經濟部統計より国際通貨研究所作成

図表4：海外拠点の販売先比較（台湾・日本）



(注)1.『台湾』は全海外生産品の販売先シェア。『域内』のデータは無し。
2.『日本』はアジア現地法人の販売先(売上高)のシェア。
(資料)台湾經濟部、経済産業省統計より国際通貨研究所作成

(3) 韓国企業：中国事業は戦略的に再編しつつ、輸出拠点はベトナムなどへシフト

近年、韓国企業による直接投資は、欧米諸国向けがアジア向けを上回るペースで急拡大しており、全体に占める中国の割合は2000年台前半の40%程度から、足元は10%を下回る水準まで低下している（図表5、図表6）。アジアのなかでは、中国向けに加えて、ベトナム向けの急増が目立つ。

中国では、人件費の上昇や現地企業との競争激化に加え、在韓米軍への「高高度防衛ミサイル（THAAD）」配備決定後の事業環境悪化などにより、製造業のなかでも家電や自動車など消費財の生産が苦戦を強いられるなか、近年は半導体のほか、液晶ディスプレイや有機ELパネル、電気自動車用バッテリーなど、現地メーカーへの部材の供給にビジネスの中心がシフトしつつある。

ベトナムでは、人件費の安さに加え、工場用地などのインフラや税制上の優遇措置など政府の積極的な支援策もあり、2000年代後半からサムスン電子をはじめとするIT大手が、携帯電話やテレビなど家電製品の生産・輸出拠点としての投資を積極化させてきた。2019年のサムスン・ベトナムの輸出額⁵はベトナムの輸出の23%に相当する規模となっている。同社では、スマートフォンの最新機種についてはこれまで韓国国内の工場で集中生産を行ってきたが、2020年2月に同工場での従業員の新型コロナウイルス感染と一時的な操業停止を余儀なくされた。他方、

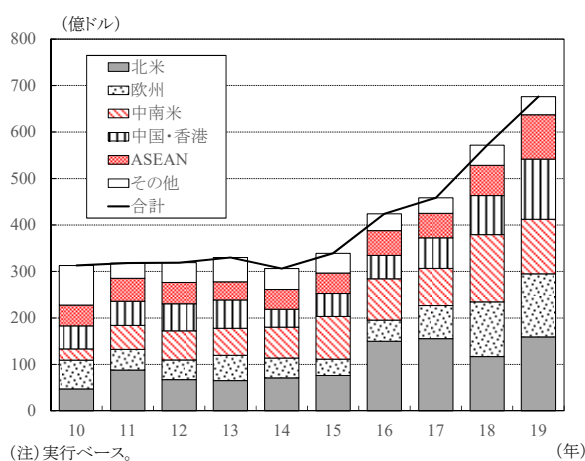
⁴ 台湾の投資窓口である投資台湾事務所（InvesTaiwan）によると、2020年7月24日までに「台湾回帰方案」プログラムの審査を通過した企業は195社。

⁵ 同社のベトナム法人3社（Samsung Electronics Vietnam Co., Ltd. (SEV), Samsung Electronics Vietnam Thai Nguyen Co., Ltd. (SEVT), Samsung Display Vietnam Co., Ltd. (SDV))の売上額合計。大半は輸出向けとされる。

感染抑制の成功例に挙げられるベトナムでも、経済活動の制限や国境管理の厳格化の影響で生産に遅れが生じるなどの問題に直面し、生産集中リスクへの対応が必要となっている。

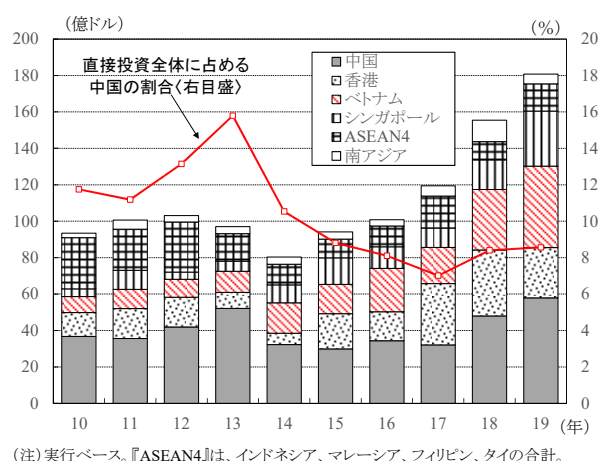
なお、韓国政府も、2013年12月に「海外進出企業の国内復帰支援に関する法律」(以下、リショアリング法)を施行、補助金や税制面での優遇などを実施してきた。もともと、「リショアリング法」施行後、2020年5月までに国内へ回帰した企業は71社(うち中小・中堅企業が70社、大企業1社)にとどまるなど、国内回帰の動きは盛り上がりには欠ける。また、韓国中小企業中央会が2020年6月に実施した中小企業のリショアリングに関する意見調査結果⁶によると、中国とベトナムに生産拠点を有する企業のうち、国内回帰の意向がある企業は1割程度にとどまった。国内回帰の意向がない理由として、「韓国国内の高い生産コスト」(63.2%)、「現地市場へのアクセス」(25.0%)、「現地元請企業との関係」(23.0%)等を挙げている。韓国政府は、2020年6月に公表した今年下半期の経済政策方針の中で、新型コロナウイルスの影響を受けた製造業への支援策の一環として、海外から国内回帰する企業に対する減税措置や支援策を拡充する方針を表明した。

図表5：韓国の対外直接投資の推移



(注) 実行ベース。
(資料) 韓国輸出入銀行統計より国際通貨研究所作成

図表6：韓国の対アジア直接投資の推移



(注) 実行ベース。『ASEAN4』は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの合計。
(資料) 韓国企画財政部、輸出入銀行統計より国際通貨研究所作成

(4) 中国企業：ASEANにおける技術・市場獲得目的での投資が活発化

ASEANにおける対内直接投資(FDI)は、ASEAN域内、日本、欧州に加えて、中国からの投資も増加傾向がみられる(図表7)。中国企業が税制や資金調達上のメリットから対外直接投資(ODI)のゲートウェイとして活用する香港と中国との合計額は、2010年の65億ドルから2019年には約3倍の200億ドルへ拡大し、日本からの投資にほぼ匹敵する規模となった。業種別にみると、ASEAN域内あるいは日本からの投資は、自動車やエレクトロニクスといった製造業への投資が多い。これに対して、中国や香港からの投資は、従来、高速道路や鉄道などのインフラ建設や不動産開発のほか、金融分野などが多いのが特徴とされるが、近年は製造業も拡大傾向がみられる(図表8)。

中国企業によるASEAN主要国への具体的な投資案件をみると、インドネシアでは、製造業のなかでも鉄鋼・アルミなど資源獲得を目的とした投資が多い(図表9)。また、Tianshui Huatian(天水華天科技)によるマレーシアの半導体後工程企業Unisemの株式取得や、Tianjin Zhonghuan Semi(天津中環半導体)による米半導体ウェハMaxeon Solarのシンガポール法人買収など、技術獲得を目的としたハイテク分野での買収が散見される。一方、繊維大手Jiangsu Lianfa Textile

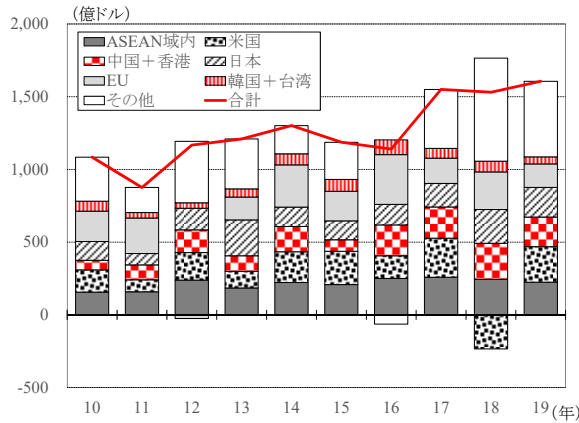
⁶ KBIZ (<https://www.kbiz.or.kr/ko/contents/bbs/view.do?seq=148031&pg=3&pgSz=9&mnSeq=207>)。中国とベトナムに現地法人がある企業200社を対象とした調査(調査期間は6月12日~22日)。

(江蘇聯発紡織)によるインドネシアでのシャツ地工場設立や、Goertek (歌爾声学)による Apple 社向け Bluetooth イヤホン「AirPods」のベトナムへの一部生産移管⁷など、貿易摩擦の回避や生産コスト削減等を目的とした投資はまだ多くない。

なお、主要マーケットを欧米市場とする欧米企業は、生産コストを抑えるために、電子部品や繊維などの分野で、中国や台湾などの企業に生産委託しているケースが多い。こうした企業は、米中貿易摩擦を受けて、中国における委託先に生産拠点の脱中国の指示を出し、それが台湾企業や一部中国企業(例えば、前述の Goertek など)によるベトナムやタイなどへの投資増加につながっている模様である。

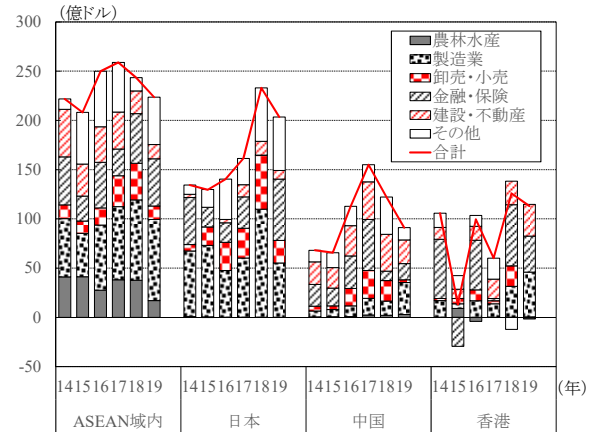
また、地場スタートアップ企業への出資を通じた現地市場の取り込みも活発化しており、代表例として、Tencent (騰訊控股)および JD.com (京東)によるインドネシアの Go-Jek (スーパーアプリ事業大手)への出資や、Alibaba による Tokopedia (オンラインマーケットプレイス大手)、DiDi Chuxing (滴滴出行)によるシンガポールの Grab (スーパーアプリ事業大手)への出資などが挙げられる。

図表 7 : ASEAN の対内直接投資
(国・地域別)の推移



(注)フィリピンの再投資収益は『その他』に含まれる。
(資料)ASEAN事務局統計より国際通貨研究所作成

図表 8 : ASEAN の対内直接投資
(業種別)の推移



(資料)ASEAN事務局統計より国際通貨研究所作成

⁷ Goertek (歌爾声学)に続き、Luxshare ICT (立訊精密)も「AirPods」のベトナムへの一部生産移管計画を公表している。

図表9：近年のASEANにおける中国企業の主な投資案件

	時期	分野	中国企業	投資先企業等	出資比率 (%)	投資額 (億ドル)	
インドネシア	2017年	7月	その他	騰訊控股 (Tencent)	Go-Jek	1.5	
		8月	その他	Alibaba	Tokopedia	5.0	
	2018年	1月	運輸(鉄道)	中国鉄路工程総公司 (China Railway Engineering)		40%	22.0
		5月	アルミニウム	山東南山鋁業股份有限公司 (Shandong Nanshan Aluminum)	Redstone Alumina		3.9
		9月	鉄鋼	中国電池大手GEM(格林美) (China GEM-led consortium)	Sulawesi	87%	6.1
	2019年	1月	その他	騰訊控股 (Tencent)、京東 (JD.Com)	Go-Jek		3.4
		5月	繊維・衣類	江蘇聯發紡織 (Jiangsu Lianfa Textile)			3.5
		10月	運輸	中国交通建設 (China Communications Construction)		49%	16.5
	2020年	1月	アルミニウム	中鋁集団 (Chinaalco)	Aneka Tambang, Asahan		5.2
		5月	運輸(鉄道)	中国鉄路工程総公司 (China Railway Engineering)			13.7
マレーシア	2017年	1月	鉄鋼	中国五鉱集団公司 (Minmetals)		16.6	
		12月	運輸(鉄道)	中国交通建設 (China Communications Construction)		20.6	
	2018年	9月	半導体組立	天水華天科技 (Tianshui Huatian)	Unisem	76%	4.4
フィリピン	2019年	1月	運輸(鉄道)	中国鉄路工程総公司 (China Railway Engineering)		9%	3.0
		4月	通信	中国電信 (China Telecom)	Mislatel	40%	8.6
	2020年	3月	通信機器	華為技術 (Huawei)			1.9
シンガポール	2017年	6月	その他	Alibaba	Lazada	32%	10.0
		7月	運輸	滴滴出行 (Didi Chuxing)	Grab Taxi		5.0
	2018年	3月	その他	Alibaba			20.0
		5~12月	運輸(鉄道)	中国鉄路工程総公司 (China Railway Engineering)			15.7
タイ	2017年	11月	半導体	天津中環半導体 (Tianjin Zhonghuan Semi)	Maxeon Solar	29%	13.0
		9月	その他	京東 (JD.com)	Central Group, Provident	50%	2.3
	2018年	3月	運輸(タイヤ)	山東玲瓏輪胎 (Shandong Linglong Tire)			2.3
		4月	その他	Alibaba			3.2
	2019年	10月	運輸(鉄道)	中国鉄路工程総公司 (China Railway Engineering)			34.3
	2020年	2月	運輸(自動車)	長城汽車 (Great Wall Motor)	GM(ラヨン工場買収)		2.0
	ベトナム	2017年	11月	運輸(タイヤ)	貴州輪胎 (Guizhou Tyre)		100%
2019年		1月	電子部品	歌爾声学 (GoerTek)		100%	2.6

(注)1. 2017年以降の主な投資案件(不動産、電力・エネルギー分野を除く)。
 2. グレー網掛けは、製造業分野での投資(白抜き文字は技術獲得目的)、赤網掛けは地場スタートアップへの出資等。
 (資料) American Enterprise Institute資料より国際通貨研究所作成

2. 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) もサプライチェーン効率化に寄与

(1) 協定交渉の経緯

2020年11月15日、第4回東アジアの地域包括的経済連携 (RCEP) 首脳会議がオンライン形式で開催され、インドを除く15カ国 (ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド) がRCEP協定に署名した。

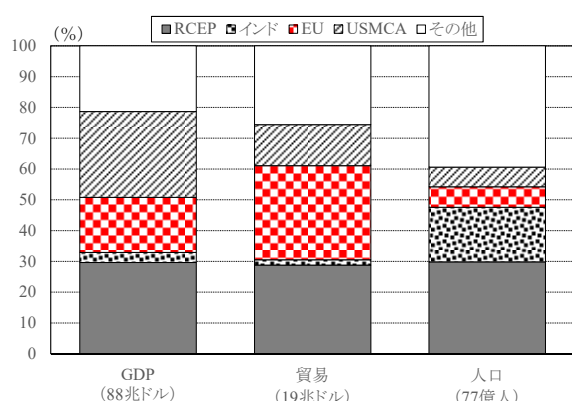
同協定は、2011年の東アジア首脳会議における日中両国による共同提案を受け、RCEPに関する作業部会の設置で合意し、翌2012年に交渉開始を宣言、2013年の交渉開始から妥結までに8年を要した。今後、ASEANの署名国のうち少なくとも6カ国と、ASEAN以外の署名国 (日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド) のうち少なくとも3カ国による国内批准手続き完了後、60日後に発効する予定となっている。

なお、インドの扱いについては、今回、共同宣言文と併せて発表された「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」の中で、①RCEP協定は、その発効日以降、インドによる加入のために開かれたものにしておくこと (RCEP協定書第20章9条)、②RCEP協定署名国は、署名後にいつでもインド側の要請に基づきインドと交渉を開始できること、③インドは、加入に先立ち、オブザーバーとしてRCEP会合に参加できること、などを定めている。

(2) RCEPの意義

今回のRCEP協定により、GDPや貿易額 (輸出額ベース)、人口のいずれにおいても世界全体の約3割を占める広域経済圏が実現する (図表10)。日本にとっては、中国・韓国両国と初めて締結する自由貿易協定 (FTA) となり、日本の貿易総額に占めるFTA締結国・地域の割合は約8割とEU (76.3%) や米国 (39.6%) を上回る水準となる。

図表 10：主な広域経済圏の比較



(注) 1. 2019年時点。項目名下の括弧内は総計。
 2. 『貿易』は輸出額ベース。
 (資料) IMF、国連、Eurostat統計より国際通貨研究所作成

図表 11：RCEP の内容 (章立て)

(1) 冒頭・一般的定義	(11) 知的財産
(2) 物品貿易	(12) 電子商取引
(3) 原産地規則	(13) 競争
(4) 税関手続き・貿易円滑化	(14) 中小企業
(5) 衛生植物検疫措置	(15) 経済・技術協力
(6) 任意規格・強制規格・適合性評価手続	(16) 政府調達
(7) 貿易上の救済	(17) 一般規定・例外
(8) サービス貿易	(18) 制度に関する規定
(9) 自然人の一時的な移動	(19) 紛争解決
(10) 投資	(20) 最終規定

(資料) 外務省資料より国際通貨研究所作成

本協定にはインドが参加しておらず、15カ国による RCEP から得られる経済効果は 16カ国の場合を下回ることが予想される⁸。また、参加国全体での関税撤廃率は 91% (品目数ベース)⁹にとどまり、協定の対象には近年の貿易協定に含まれることの多い「環境」や「労働」に関する章が含まれないなど (図表 11)、高いレベルでの自由化を実現する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」 (全 30 章) と比べて「野心」に欠けるとの指摘¹⁰もある。しかし、中国をはじめ発展段階や制度の異なる国々の間で、市場アクセスの改善や、知的財産、電子商取引等の幅広い分野でのルール整備を行うことは、アジア域内における貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化にプラスに寄与することが期待される。また、保護主義の台頭とコロナ禍により世界経済の停滞および先行き不透明感が続くなか、多角的自由貿易体制の維持・強化へのコミットを示すことは重要な意味を持つと言える。

おわりに

アジアにおいては、中国における人件費の上昇や外資優遇策の見直し等に伴うビジネス環境の変化を受けて、米中貿易摩擦以前からサプライチェーンの再構築が進んでおり、日本、台湾や韓国の企業の対中投資の割合が低下する一方、ASEAN などでの投資が拡大している。もっとも、中国においては現地向け生産・販売拠点としての機能強化や高付加価値化が進む一方、対米輸出向け生産拠点については一部国内回帰のほか ASEAN、あるいは米国等への生産移管等により、サプライチェーンの最適化が図られている。

こうしたなかで、中国企業による ASEAN 諸国への直接投資も拡大しつつあり、インフラ建設や不動産開発、資源分野に加えて、ハイテク分野での技術獲得を目的とした買収や現地市場の取り込みを目的とした地場スタートアップ企業への出資などが活発化している。貿易摩擦の回避や生産コスト削減等を目的とした投資はまだ多くないものの、米中対立の長期化が見込まれるなか、今後も中国企業による ASEAN 諸国への投資は拡大が続く公算が高い。ASEAN 諸国においては、中国からの投資を自国の競争力強化に繋げることが期待される反面、中国企業と現地企業、あるいは日本

⁸ 出典は別途 P.8 に記載。

⁹ 日本の関税撤廃率 (品目数ベース) は、ASEAN 構成国・豪州・ニュージーランド向けが 88%、中国向けが 86%、韓国向けでは 81%。他の RCEP 協定参加国の日本に対する関税撤廃率 (品目数ベース) は、ASEAN 構成国・豪州・ニュージーランドが 86%~100%、中国が 86%、韓国が 83%。なお、CPTPP では、日本の関税撤廃率 (品目数ベース) は 95%、他の参加国は 99%~100%。

¹⁰ William Alan Reinsch, Jack Caporal and Lydia Murray [2019] ほか出典は別途 P.8 に記載。

を含む外資系企業との競争激化の可能性にも留意する必要があるだろう。

<P.7 の注釈の出典>

- 8 柳田健介[2020]、「インド太平洋の経済連携と RCEP」、日本国際問題研究所 国問所戦略コメント (2020-16)、2020 年 11 月 17 日付 (http://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2020-16.html)
- 10 William Alan Reinsch, Jack Caporal and Lydia Murray [2019], “At Last, An RCEP Deal,” Critical Questions, Center for Strategic and International Studies (CSIS), December 3, 2019 (<https://www.csis.org/analysis/last-rcep-deal>)

<主な参考文献>

- ・ The ASEAN Secretariat [2020], “JOINT LEADERS’ STATEMENT ON THE REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP),” November 15th, 2020 (<https://asean.org/storage/2020/11/RCEP-Summit-4-Joint-Leaders-Statement-Min-Dec-on-India.pdf>)
- ・ 経済産業省[2020]、「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」(https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/rcep/index.html)
- ・ 福地亜希[2020a]、「アジアにおける直接投資～日・台・韓企業によるサプライチェーン最適化に向けた動き～」、国際通貨研究所 Newsletter nl2020.17、2020 年 7 月 30 日付 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2020/nl2020.17.pdf>)
- ・ 福地亜希[2020b]、「拡大が続く中国企業による ASEAN への直接投資」、国際通貨研究所 国際金融トピックス if2020.17、2020 年 10 月 22 日付 (<https://www.iima.or.jp/docs/international/2020/if2020.17.pdf>)

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部
 上席研究員 福地亜希
 E-mail : aki_fukuchi@iima.or.jp



欧米関係の正常化で変容が予想される対中圧力

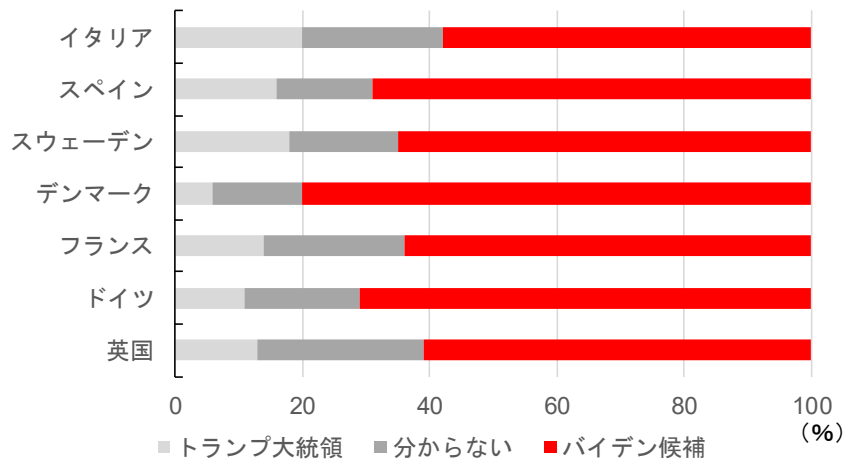
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 調査部
 副主任研究員 土田陽介

バイデン大統領の誕生で「正常化」する欧米関係

2020年11月に実施された米大統領選では、大方の予想通り民主党のバイデン候補が勝利、現職のトランプ大統領が敗北する運びとなった。本稿執筆現在、トランプ大統領は敗北を認めず、郵便投票の不正などを主張して各州の裁判所に選挙結果の無効を提訴しているが、旗色は非常に悪いようだ。応援団とも言える保守系メディアや共和党の大物議員などからも「見放された」発言が多くなっており、トランプ大統領が巻き返しを図ることはまず不可能な情勢である。

年明け1月20日にバイデン候補が第46代の米大統領に就任することは間違いない。バイデン大統領の誕生を待ちわびていたのは、トランプ大統領に否定的な米国の有権者だけではない。欧州の人々にとっても、トランプ大統領の退場は切なる願いであった。米大統領選前に欧州各国で行われた世論調査でも、バイデン候補の勝利を願う声が多数を占めていた(図表1)。戦後に限定すれば、トランプ大統領ほど欧州の人々に嫌われた米国の指導者はいないだろう。

図表1 バイデン大統領の誕生を期待した欧州の人々
 2020年米大統領選で誰が当選するのが望ましいか



(注) 2020年9月15日~10月4日調査
 (出所) YouGov

米国第一主義を掲げ、世界各国との間で通商摩擦を引き起こしたトランプ大統領であったが、その牙は欧州にも向けられた。トランプ大統領はオバマ前大統領の時代に交渉が進んでいたTTIP(大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定)の交渉を一方的に打ち切り(しかも構想そのものは共和党出身であるジョージ・W・ブッシュ元大統領の時代にまとまっていた)、代わりに貿易赤字の削減を掲げて輸入関税を引き上げ、双方が報復関税の応酬を繰り返す事態を呼び起こした。

欧米ないしは米欧という言葉が示すように、両者の関係はこれまで極めて密接であった。それは、米国で共和と民主いずれの党出身の大統領が誕生しても、また欧州で保革どの立場の政権ができて、その関係を悪化させたトランプ大統領が退場すれば、当然であるが、欧米の関係は「正常化」と予想される。欧州の指導者が相次いでバイデン次期大統領に祝福のラブコールを送ったことから、欧州が米国との関係改善を歓迎していることがうかがえる。

変容が予想される米国の対中圧力

就任当初は不確実性に満ちていたトランプ大統領の4年間であるが、振り返ると、その運営方針は非常にシンプルであった。米国第一主義を掲げたトランプ大統領は、米国が抱える巨大な貿易赤字の解消を目指し、各国との間で通商摩擦を引き起こした。北米自由貿易協定 (NAFTA) に代わる貿易協定「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」を作り上げたように、米国に有利なディールが成立すれば、刀を鞘に収める圧力のかけ方がトランプ流だった。

経済的には、貿易赤字を抱えていても、十分な外貨が流入していれば問題はない。米国が覇権国として基軸通貨を発行している以上、巨額の経常収支赤字 (資本収支黒字) を計上することは当然である。しかし、政治的には、貿易赤字はマイナスのイメージでとらえられやすく、また利用されやすい。米国が巨額の対日貿易赤字を計上していた1980年代も、共和党レーガン政権の下、日米間で通商摩擦が生じた。トランプ政権の場合、そのメインターゲットが中国に変わっただけとも言える。

言い換えれば、トランプ政権にとっては、対中貿易赤字が解消されれば、ないしは解消につながるようなディールが成立すれば、それが十分な成果になったわけだ。それ以外、トランプ政権には関心がなかったと言っても過言ではない。それがバイデン大統領の誕生で、米国による対中圧力はトランプ以前の形に回帰する公算が大きい。つまりそれは、対中貿易赤字の解消というシンプルな発想から、「民主主義」や「人権」といった価値観、思想が絡む対立に回帰するということだ。

戦後の世界秩序は資本主義陣営と社会主義陣営の両軸に構築されたが、結局のところ、米国という圧倒的な存在に欧州 (1980年代までは西欧) がサポートに回り、それに当時のソ連とその影響下にある国々が臨むという構図であった。それがソ連主導の社会主義陣営が崩壊したことに伴って、欧米 (米欧) の価値観こそが国際社会の普遍的な価値観であるという認識が、少なくとも欧米社会では広がった。日本もその影響下にあったわけだが、この秩序に挑戦したのが台頭著しい中国だ。

欧米には、中国でもまた「民主化」が進んで、欧米主導の国際秩序に参加するという、一方的な期待があったが、それは脆くも崩れ去った。一帯一路や中国製造2025という構想やスローガンは、大国化する中国による、欧米主導の国際秩序に対する明確な挑戦であった。欧米のコンセンサスは、中国をどう取り込むかというポジティブな性質から、どう包囲するかというネガティブなものに変わっていくことになる。オバマ前大統領の2期目の終盤は、そうした色合いが非常に濃かった。

トランプ大統領の登場で米国の対中圧力は変質したわけだが、バイデン次期大統領の誕生で米国の対中観はオバマ政権末期のそれに回帰する公算が大きい。善し悪しはともかく、貿易赤字の解消というシンプルな哲学に基づいていた米国からの圧力が、価値観や思想が絡む圧力へと回帰する。欧州による片側発動機飛行であった双発機のエンジンが復活したようなものであり、中国の習近平政権にとっては非常に厄介な構図ができ上がることになる。

香港や新疆の情勢が欧米による攻撃材料に

欧米流の「民主主義」や「人権」の観点から測った場合、香港や新疆に対する中国政府の対応は、欧米にとって看過できない問題となる。欧州各国は香港の問題に関して、いわゆる「国家安全維持法」の施行の強行や、その反対運動に対する対応につき、非民主的であるとして強い批判を寄せた。

特に旧宗主国である英国は「一国二制度」の維持という国際合意を踏みにじるものとして、中国による対香港政策に強い反発を見せた。

新疆ウイグル自治区の問題についても、イスラム少数民族に対する様々な行き過ぎた行為に欧州各国はいら立ちを強めてきた。一方で米国のトランプ大統領は、表向きは欧州と歩調を合わせつつも、中国政府にウイグル族の強制収容所を建てるよう助言したとボルトン前米大統領補佐官（国家安全保障問題担当）に暴露されるなど、その実は真逆のスタンスで接していた。つまり通商問題以外に関して、米国と中国の関係はそれほど悪化していなかったわけである。

バイデン候補は大統領選挙期間中に一連の中国政府の対応を厳しく批判しており、大統領就任後にはそのトーンをさらに前面に押し出してくると予想される。米国は欧州と歩調を合わせて、「民主主義」や「人権」の観点から中国との対立を深めることになるだろう。新型コロナウイルスが中国（武漢）発であることによって嫌中意識が世界中で高まっている折に、さらに欧米による厄介な性格を持つ包囲網ができ上がることになる。

同様のことは中国以外の地域大国にも共通しており、具体的にはロシアやトルコも欧米関係の正常化を警戒している模様である。ロシアとトルコは、国境を接する中東や中央アジア・コーカサスを巡って対立関係にあり、直近ではアルメニアとアゼルバイジャンとの間で事実上の代理戦争（ナゴルノ・カラバフ戦争）が生じたが、ロシアが下りる形（つまりアゼルバイジャンによるアルメニア侵攻を容認する形）で終結を迎えた。

ロシアとトルコの両国とも近年は指導者が専制色を強めており、欧米的な「民主主義」や「人権」とは相容れない。ロシアがトルコに譲る形で戦争が終結を迎えた背景には、バイデン大統領の誕生で欧米が一体となって圧力を強めてくることが警戒される中で、対立を続けるよりも協調に転じた方が得策であるとの判断があったたからだと言われている。北朝鮮にも指摘できることだろうが、専制色が強い国ほど、バイデン大統領の誕生に警戒感を示している。

本音と建前が交錯する欧州

それではこの欧米による中国包囲網が盤石かと言えば、案外そうでもなさそうだというのが、欧州ウォッチャーとしての私見となる。今でこそ中国に対して慎重なスタンスを見せている EU であるが、その直前までは中国マネーの獲得に躍起になっていた。現在でもそうした機運は、財政状況が厳しい地中海沿岸の諸国において残っているし、セルビアなど、先行きの EU 加盟を控える西バルカン諸国ではむしろ高まりを見せている。

EU に加盟している国々は、EU からの財政支援を受けることができる。とはいえ、背に腹は代えられない状態になれば、EU 加盟国の中から中国に泣きつくメンバーが出てきても不思議ではない。新型コロナウイルスの感染拡大の初期段階だった 2020 年春に中国が医療物資などを提供し、イタリアなどで歓迎された光景は、中国が EU の切り崩しを図るとともに、将来的に EU の方針に反する形で中国へ再接近を試みるメンバーが出てくる可能性をうかがわせる出来事だった。

また、EU から離脱した英国の場合、EU に比べれば弾力的な外交を行う余地があるとも言える。確かに香港情勢を巡っては歴史的な経緯があるために厳しいスタンスを堅持せざるをえない反面、英国内からの 5G ネットワークにおける華為（ファーウェイ）製品の排除など、米国からの一方的な政治的要請に基づく決断は、トランプ大統領の退場で撤回の余地ができたとも言える。EU から離脱した英国が中国マネーを欲していることは明白であるし、ニューヨークから締め出されかねない中国にとってはロンドンが魅力的な金融センターであることに変わりはない。

つまり、EU と英国など非 EU 加盟国を含む欧州総体としては、米国とともに対中姿勢を硬化させるが、各国レベルでは、それぞれの置かれている状況に応じて中国との距離感にバラツキができ

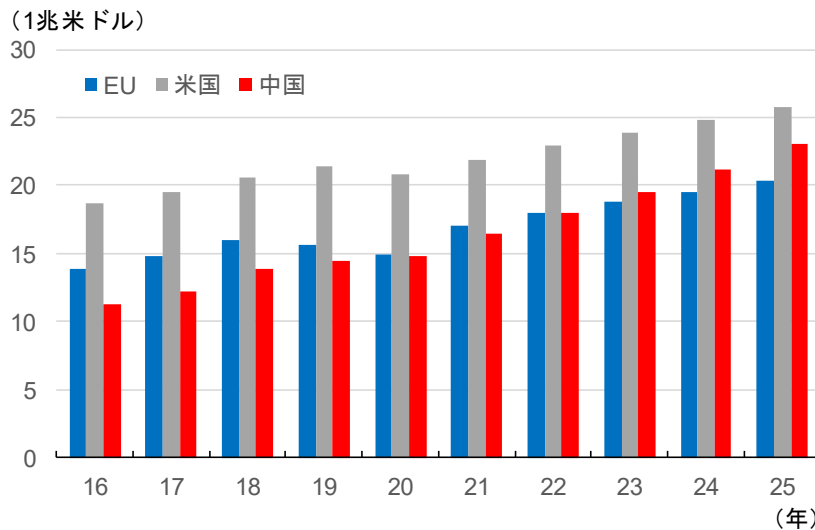
そうだというのが実際のところではないだろうか。英国のEU離脱や新型コロナウイルスの感染拡大という危機的な状況を相次いで経験しながらも、一枚岩となれない欧州の国々の姿が、中国との関係を通じて、さらに露わになると予想される。欧州への影響力を強めたい中国にとっては、その距離感に応じた戦略アプローチをこれまで以上に使い分けていく必要があるのかもしれない。

新冷戦は避けたい欧米と中国

また、中国を仮想敵国とする欧米との間で「新冷戦」が生じるという観測が一部であるが、少なくとも「冷戦」時代のような対立関係に陥ることにはならないだろう。新型コロナウイルスの感染拡大もあり、欧米には軍備を拡張する余裕はないし、その意思もないと考えられる。それは中国にとっても同様であり、冷戦期のような軍事的な緊張はありえない。さらに、双方の経済的な密着関係は、冷戦期を遥かにしのぐ形で深まっている。

他方で、中国経済は着実に成長し、2023年にもEUを上回る規模になる(図表2)。新型コロナウイルスの感染拡大は、両者の距離をむしろ縮めさせる方向に働いたと言えるだろう。中国は、世界の政治経済に対する影響力をますます強めていくと予想される。欧米とは異なる「価値観」を持つプレーヤーである中国が、中国発のグローバルスタンダードを模索することによって変わりはなく、大局的にはバイデン政権期における欧米と中国の関係は、トランプ時代よりも外交的に緊張したものになると考えられる。

図表2 着実に成長する中国経済
経済規模の推移



(注) 2020年以降は推計値
(出所) 国際通貨基金

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : yosuke.tsuchida@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

**税務会計:集積回路・ソフトウェア産業に新たな財務・税務優遇政策**

KPMG中国
税務部
李辉 (Lisa Li)

概要

国務院は、2020年8月4日付で「新時代における集積回路産業及びソフトウェア産業の高品質な発展を促進する若干の政策」(国発【2020】8号、以下「8号文」)を公布し、財務・税務、投資・融資、研究開発、輸出入、人材、知的財産権、市場応用、国際提携などの分野から集積回路産業及びソフトウェア産業に対する37項目の支援政策・措置を提出した。このうち、公布された財務・税務政策の優遇度合いはこれまでになく大きいものであり、企業は関連優遇政策を適時に享受できるよう、上述の政策に注目する必要がある。

背景

中国政府は、2000年及び2011年に集積回路産業及びソフトウェア産業の発展を支援する政策をそれぞれ公布している。8号文の公布は、上述の2つの政策を一層強化し、複雑な国際環境における2大産業の今後の発展のためにより良い発展環境を構築する中国政府の決意を表している。8号文は、従来の政策に比べて変更点が多く、対象とする範囲もより広がり、かつ産業の国際提携、革新能力の向上及び発展の品質を強調している。

8号文で公布された財務・税務関連政策は、これらの政策の中で最も重要な政策であり、かつてないほど大きな優遇度合いを示している。例えば、集積回路の線幅が28nm(ナノメートル)以下、かつ一定の経営期間の要件に該当する集積回路メーカー又はプロジェクトに対して、10年間、企業所得税を免除する優遇政策を新たに付け加えた。本稿では、8号文と現在適用されている財務・税務政策を比較分析して、関連する提案を行う。

筆者の所見

8号文の重要な財務・税務政策	現在適用中の財務・税務優遇政策
<p>▶ 企業所得税</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国が奨励する集積回路の線幅が <ul style="list-style-type: none"> ▶ 28 nm以下、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、1年目から10年目まで企業所得税を全額免除する。 ▶ 65 nm以下、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「5免5減半（1～5年目は全額免税、6～10年目は税率半減で課税）」の優遇政策を享受できる。 ▶ 130 nm以下、かつ経営期間が10年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「2免3減半（1～2年目は全額免税、3～5年目は税率半減で課税）」の優遇政策を享受できる。 ● 国が奨励する線幅が130 nm以下の集積回路メーカーの課税年度に発生した損失を、翌年度以降に繰り越すことを認める。また、その繰越期間は10年を超えないものとする。 ● 国が奨励する集積回路の設計、設備、材料、パッケージ、テストに従事する企業及びソフトウェア企業は、黒字（注：税務上累損を補填した後）に転換した年度から企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 ● 国が奨励する重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業は、黒字に転換した年度から、1～5年目は企業所得税を全額免除され、それ以降は10%の税率で企業所得税が徴収される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年1月1日以降に投資・新設された線幅が130nm未満、かつ経営期間が10年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 ● 2018年1月1日以降に投資・新設された線幅が65nm未満或いは投資額が150億人民元超、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「5免5減半」の優遇政策を享受できる。 ● 2017年12月31日以前に設立され、黒字転換していない集積回路の線幅が0.25μm未満又は投資額が80億人民元超、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカーは、黒字転換した年度から企業所得税の「5免5減半」の優遇政策を享受できる。 ● 2017年12月31日以前に設立され、黒字転換していない集積回路の線幅が0.8μm以下の集積回路メーカーは、黒字転換した年度から企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 ● 中国国内で新設された集積回路設計企業及び関連要件に該当するソフトウェア企業は、認証を経て、黒字転換した年度から企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 ● 政府の計画・配置範囲内にある重要なソフトウェア企業及び集積回路設計企業が、該当年度に免税優遇を享受していない場合、10%の税率で企業所得税を徴収される。 ● 要件に該当する集積回路のパッケージ、テストに従事する企業及び集積回路の重要な専用材料メーカー、集積回路専用設備メーカーは、企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。

8号文の重要な財務・税務政策	現在適用中の財務・税務優遇政策
<p>▶ 増値税及び輸入関税</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 集積回路企業及びソフトウェア企業に対する増値税優遇政策を継続的に施行する。 ● 一定の期間において、集積回路の線幅が 65 nm以下の論理回路、メモリメーカー、線幅が 0.25 μm (マイクロメートル) 以下の特殊工程集積回路メーカー (マスク、8 インチ以上のシリコンウエハーメーカーを含む) が輸入する自社用の生産用原材料、消耗品、クリーンルーム専用建材、関連システム及び集積回路製造設備部品に対して輸入関税を免除する。 ● 集積回路の線幅が 0.5 μm以下の化合物集積回路メーカー及び先進的なパッケージ・テスト企業が輸入する自社用の生産用原材料、消耗品に対して輸入関税を免除する。 ● 一定の期間において、免税不可輸入商品目録に掲載されている商品を除き、国が奨励する重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業、及び第 (六) 条で言及された集積回路メーカー及び先進的なパッケージ・テスト企業が輸入する自社用の設備、及び契約に基づき設備に伴って輸入される技術 (ソフトウェアを含む) 及び部品、備品などに対して輸入関税を免除する。 ● 一定の期間において、集積回路の重要なプロジェクトのために輸入される新規設備に対して、輸入増値税の分割納付を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が認証する集積回路の重要なプロジェクトのために、企業が設備を購入することで生じた増値税期末留保税額を還付する。 ● 増値税一般納税者は自社が開発・生産したソフトウェア製品の販売に対して、法定税率に基づき実際の増値税負担額が 3%を超えた部分に対して即時徴収・即時還付を行う。 ● 「外商投資プロジェクト免税不可輸入商品目録」及び「国内投資プロジェクト免税不可輸入商品目録」に属する商品を除き、ソフトウェア企業が自社の需要に合わせて輸入する設備、及び契約に基づき設備に伴って輸入される技術 (ソフトウェアを含む) 及び部品、備品などに対して輸入関税及び輸入増値税を免除する。

上述の比較分析を通して、下記のことが読み取れる。

- 8号文はこれまで集積回路産業に対して段階的に施行してきた優遇政策を踏襲し、技術基準レベルに応じて更に細分化した。例えば、線幅が 28 nm以下の集積回路メーカー又はプロジェクトに対して、前例のない 10年間の企業所得税免除の優遇措置を与えた。これにより、企業の税負担が更に軽減され、企業の更なる革新を促進して、より先進的かつ高度な技術の研究開発を推奨する。
- 集積回路の線幅が 65 nm又は 130 nm未満の集積回路メーカー又はプロジェクトに対する企業所得税の優遇政策を継続する。
- 関連要件に該当する集積回路メーカーに生じた損失の繰越期間を 5年から 10年に延長する。
- 8号文は輸入課税優遇に対して期限を設定した。最近、世界的に広がる貿易制限は中国へのハイエンド部品の流通にも影響を及ぼした。このため、中国政府は、企業が自主研究開発の度合いを高め、海外の集積回路及びソフトウェア製品への依存を軽減するよう推奨している。

- また、8号文では、中国国内で設立され、かつ関連要件に該当する集積回路企業（設計、生産、パッケージ、テスト、設備、材料企業を含む）及びソフトウェア企業は、その所有制の性質にかかわらず、前述の関連政策を享受できる。このため、国有企業、民営企業、外資系企業のいずれも政策支援の恩恵を受けられる。

留意すべきことは、8号文では国が奨励する集積回路メーカー・プロジェクト、重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業に対して「リスト」管理を行い、関連リストは国家発展改革委員会及び工業情報化部が共同して定めるものとしている点である。また、国が奨励する集積回路設計、設備、材料、パッケージ、テストに従事する企業に対して「要件」管理を行い、関連要件は工業情報化部と関連機関で共同して定められる。詳細な「リスト」と「要件」の管理方法は今後、明確化される予定である。

提案

8号文における財務・税務政策の優遇度合いはかつてないほど大きいものの、詳細な実施規定の公布が待たれる。集積回路企業及びソフトウェア企業は今後の政策動向に注目し、事前に自社の実際状況を評価して、早期にプランニングを立てることをお勧めする。

特に各優遇措置で定められた「リスト」及び「要件」管理のそれぞれに異なった管理モデルに対して、企業は自社の実状に合わせて、今後の政策動向に注目し、「リストに載る」或いは「要件に該当する」ために備えなければならない。

KPMG は今後も引き続き関連政策の動向に注視し、企業に関連する専門的な意見及び提案を提供していく。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

李辉 (Lisa Li)

中国北京市东城区东长安街1号东方广场东二座7层

Tel : +86-10-8508-7638 E-mail : lisa.h.li@kpmg.com



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では11月中旬から12月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【行政改革】	
○ 「国务院の上海市浦東新区での“一業一証”改革試行展開、業種参入コスト大幅引き下げの全体計画に関する同意」(国函 [2020] 155 号、2020 年 11 月 14 日発布・実施)	
<p>企業や個人が特定の業種で事業を行う際に、取得が必要な複数の行政許可を一本化する「業種総合許可制度」の試行。上海市浦東新区で 2022 年末までの期限で試行する。</p> <p>■対象業種は、インターネット販売、インターネット診療、会計事務所、データセンター、クラウドコンピューティング、建設工事施工・設計・監理、化粧品製造、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ホテルなど 31 業種。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/19/content_5562629.htm</p>	
○ 「国家発展改革委員会、商務部の『市場参入ネガティブリスト (2020 年版)』の印刷・発布に関する通知」(発改体改規 [2020] 1880 号、2020 年 12 月 10 日発布・実施)	
<p>企業や個人の投資・経営活動を禁止する業種と、行政許可の取得を条件として許可する業種・分野および行政許可事項を記載したリストの改訂。内資企業・個人と外商投資企業の両方に適用される。中国への投資の可否については「外商投資ネガティブリスト」で、また事業許可取得の要否・条件については「市場参入ネガティブリスト」で判断ができる。</p> <p>■禁止項目は、法律・法規・国务院決定等に禁止規定があるもの (15 業種・152 項目)、国家の産業政策で淘汰または制限される製品・技術など、国家重点生態機能区と農産物主産区での開発活動が禁止されるもの、金融関連の違法経営活動、インターネット関連の違法経営活動の 5 項目。許可項目は、21 業種、118 分野、527 項目で、2019 年版の 21 業種、126 分野、549 項目から若干削減された。主な削減項目は、鉱業権評価機構資格認定、CO2 排出権取引審査機構資格認定、輸出入商品検査鑑定業務検査許可、通関企業登録登記許可、資産評価機構証券サービス業務従事資格審査・許可、証券会社の董事・監事・等級管理者任職資格審査など。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202012/20201203024269.shtml</p>	

[規則]

【外商投資】	
○「外商投資安全審査弁法」(国家發展改革委員会・商務部令第 37 号、2020 年 12 月 19 日公布、2021 年 1 月 18 日施行)	
<p>「外商投資法」(2020 年 1 月 1 日施行)と「国家安全法」(2015 年 7 月 1 日施行)に規定される外商投資に対する安全審査の規則。</p> <p>■以下の分野に投資する場合、外国投資者または国内の関係当事者の投資を実行する前に自主的に国家發展改革委員会に設置される「外商投資安全審査業務メカニズム弁公室」に申告しなければならないとされる。なお、外国投資者、国内の関係当事者は、申告前に上記の弁公室に関係する問題について相談することができるかとされているが、安全審査の申告が必要とされる分野の具体的な範囲や基準については明記されていない。</p> <p>①国防の安全に関わる分野および軍事施設と軍事工業施設周辺地域への投資。</p> <p>②国家の安全に関わる重要農産物、重要エネルギー・資源、重大設備製造、重要インフラ施設、重要運輸サービス、重要文化製品・サービス、重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、重要技術およびその他の重要分野への投資および投資先企業の実際の支配権の取得。</p> <p>■上記弁公室への申告は、直接に行うか、省・自治区・直轄市政府の関係部門を通じて行い、申告時には投資計画、国家の安全への影響の有無についての説明などの資料を提出する。上記弁公室は、資料を受領後 15 日以内に安全審査の要否を決定し、安全審査を行う場合は 30 業務日以内に一般審査を行い、国家の安全に影響するとみなした場合には特別審査を行うことを決定、当事者に通知し、原則として 60 業務日以内に完了するとされている。</p> <p>■なお、申告を行わずに投資を実行した場合や虚偽の資料を提出した場合、条件付きで安全審査に合格したものの条件を付加しない場合には、それぞれ是正を命じるほか、国家の信用情報システムに不良信用記録として掲載し、関係部門による共同制裁を科すとされている。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/19/content_5571291.htm</p>	
【加工貿易】	
○「加工貿易禁止類商品目録調整に関する公告」(商務部・税関総署公告 2020 年第 54 号、2020 年 11 月 5 日公布、同年 12 月 1 日施行)	
<p>加工貿易を禁止する製品リストの改訂。高エネルギー消費、高環境汚染に属さない製品と高技術製品がリストから除外され、HS コード 10 桁で 199 品目となった。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202011/20201103015545.shtml</p>	

【輸出入管理】	
	<p>○「固形廃棄物の全面輸入禁止の関係事項に関する公告」(生態環境部・商務部・国家発展改革委員会・税関総署公告 2020 年第 53 号、2020 年 11 月 24 日公布、2021 年 1 月 1 日施行)</p> <p>2021 年 1 月 1 日から一切の固形廃棄物の輸入を禁止するもの。2020 年に交付された固形廃棄物の輸入許可証は有効期間内は使用ができ、また保税加工・修理等の過程で産出された固形廃棄物で積み戻し輸出をしていないものは、国内の関係規定に従って管理を行うとされている。</p> <p>■原文は生体環境部の下記サイトをご参照。 http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202011/t20201125_809835.html</p>
	<p>○「商用暗号輸入許可リスト、輸出管制リストおよび関係管理措置の発布に関する公告」(商務部・国家暗号管理局・税関総署公告 2020 年第 63 号、2020 年 11 月 26 日公布、2021 年 1 月 1 日施行)</p> <p>2020 年 1 月 1 日施行の「暗号法」、12 月 1 日施行の「輸出管制法」等に基づいて制定された「商用暗号輸入許可リスト」、「商用暗号輸出管制リスト」およびこれらの輸出入許可手続きについての公告。</p> <p>■「商用暗号輸入許可リスト」に記載される製品は、①暗号化された電話機、②同ファクシミリ、③暗号機 (暗号カード)、④暗号化された VPN 設備の 4 品目。「商用暗号輸出管制リスト」は、①安全チップ、暗号機 (暗号カード)、暗号化された VPN 設備、キー管理製品、暗号専用設備、量子暗号設備、暗号分析設備を含むシステム・設備・部品、②上記①の開発・生産のために設計された設備と試験や評価のために設計された設備、③上記①と②のために設計されたソフトウェアまたは開発・生産・使用するためのソフトウェア、④上記①～③のために設計された技術または開発・生産・使用するために改良した技術。なお、両リストとも技術的条件についての若干の説明が付記されている。</p> <p>■輸出入許可申請は、省級商務部門を通じて商務部に行うとされ、所定の申請表、契約書、商用暗号の技術的説明、エンドユーザーと最終用途の証明などを提出する。商務部は国家暗号管理局等の関係部門と共同で審査を行い、許可する場合は「両用物質項目・技術輸出入許可証」を発行するとされている。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202012/20201203019733.shtml</p>

【税】	
○ 「国際運輸船舶増値税税額還付管理弁法」 (国家税務総局公告 2020 年第 18 号、2020 年 12 月 2 日公布・施行)	
	<p>2020 年 10 月以降、海南自由貿易港の洋浦港と中国 (上海) 自由貿易試験区臨港新片区の洋山港に登記する国際船舶運輸企業を対象に、購入した船舶の仕入増値税を還付する政策が採られることになったのを受けて、還付の手続きについての規則を公布したもの。税額還付の対象企業は 2024 年 12 月 31 日までに「船舶所有権登記証書」を取得した企業で、初回の還付申請時に税額還付届出を行い、船舶を購入した翌月 1 日から翌年 4 月 30 日までに申請を行うとされている。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159448/content.html</p>
○ 「一部納税者の個人所得税予定控除・予定納付方法の更なる簡素化・利便化・最適化に関する公告」 (国家税務総局公告 2020 年第 19 号、2020 年 12 月 4 日公布、2021 年 1 月 1 日施行)	
	<p>給与所得者に対する個人所得税予定控除・納付方法の簡素化。毎月、同じ単位 (企業など) が個人所得税を控除・納付し、全年の給与収入が 6 万元を超えない場合、翌年 1 月分の給与収入から累計の控除・納付費用 (5000 元/月) を 6 万元から控除することに変更するもの。これにより、全年の収入が 6 万元を超えないと見込まれる月は、個人所得税の納付・控除を行わず、6 万元を超えると見込まれる月以降に控除・納付することになる。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5159450/content.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
国際業務部

項目	単位	2019年				2020年										
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	6.4	6.3	6.2	6.1	(1-3月)▲6.8			(4-6月)3.2			(4-6月)4.9				
固定資産投資*	前年同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	-	▲24.5	▲16.1	▲10.3	▲6.3	▲3.1	▲1.6	▲0.3	0.8	1.8	2.6
第一産業	前年同期比%	3.0	▲0.6	▲2.1	0.6	-	▲25.6	▲13.8	▲5.4	0.0	3.8	7.7	11.5	14.5	17.3	18.2
第二産業	前年同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	-	▲28.2	▲21.9	▲16.0	▲11.8	▲8.3	▲7.4	▲4.8	▲3.4	▲2.1	▲0.7
第三産業	前年同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	-	▲23.0	▲13.5	▲7.8	▲3.9	▲1.0	0.8	1.4	2.3	3.0	3.5
工業生産(付加価値ベース)**	前年同期比%	6.5	6.0	5.6	5.7	-	▲13.5	▲1.1	3.9	4.4	4.8	4.8	5.6	6.9	6.9	7.0
社会消費財小売総額***	前年同期比%	8.3	8.4	8.2	8.0	-	▲20.5	▲15.8	▲7.5	▲2.8	▲1.8	▲1.1	0.5	3.3	4.3	5.0
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	5.4	5.2	4.3	3.3	2.4	2.5	2.7	2.4	1.7	0.5	▲0.5
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	0.2	0.3	0.0	▲0.3	0.1	▲0.4	▲1.5	▲3.1	▲3.7	▲3.0	▲2.4	▲2.0	▲2.1	▲2.1	▲1.5
輸出***	徳ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	-	2,927.8	1,851.3	2,001.1	2,071.5	2,135.7	2,376.3	2,352.6	2,397.6	2,371.8	2,680.7
	前年同月比%	1.4	0.1	▲0.1	0.5	-	▲17.1	▲6.6	3.4	▲3.2	0.5	7.2	9.5	9.9	11.4	21.1
輸入***	徳ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	-	2,996.9	1,650.7	1,549.1	1,441.2	1,671.5	1,753.0	1,763.3	2,027.6	1,787.4	1,926.5
	前年同月比%	▲4.8	▲4.3	▲5.0	▲2.7	-	▲4.0	▲1.1	▲14.2	▲16.6	2.7	▲1.4	▲2.1	13.2	4.7	4.5
貿易収支***	徳ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	-	▲69.2	200.6	452.0	630.3	464.2	623.3	589.3	370.0	584.4	754.3
対内直接投資(実行ベース)	徳ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	126.8	67.4	117.8	101.4	98.7	167.2	90.5	120.3	142.5	118.3	143.8
	前年同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	2.2	▲27.4	▲16.5	8.6	4.2	3.7	12.2	15.0	23.7	18.4	5.6
外貨準備高	徳ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	31,155	31,067	30,606	30,915	31,017	31,123	31,544	31,646	31,426	31,280	31,785
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.3	6.2	5.9	6.0	5.9	5.7	5.7	5.6	5.4	5.3	5.2
国内自動車販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	194.1	31.0	143.0	207.0	219.4	230.0	211.2	218.6	256.5	257.3	277.0
	前年同月比%	▲11.3	▲12.4	▲10.3	▲8.2	▲18.0	▲79.1	▲43.3	4.4	14.5	11.6	16.4	11.6	12.8	12.5	12.6
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.0	35.7	52.0	50.8	50.6	50.9	51.1	51.0	51.5	51.4	52.1
	非製造業	-	-	-	-	54.1	29.6	52.3	53.2	53.6	54.4	54.2	55.2	55.9	56.2	56.4

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 国際業務部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年1月7日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。